

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）

及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出書添付書類

・区分1に分類される手術

令和6年1月～令和6年12月

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

・区分4に分類される手術

手術の件数

--	--

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	
イ	乳児外科施設基準対象手術	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）、及び体外循環を要する手術	
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	